

事例5 高裁で勝訴確定し難民認定された事案の異議棄却理由

1(1) あなたは、1988年年の民主化運動に参加したこと及び国民民主連盟(NLD)党員として活動したことなどを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。また、あなたは、1992年にカレン族と国軍との間で戦闘が起き、国軍に逮捕されたカレン族の弁護を弁護士として担当することになったところ、軍司令官から圧力をかけられたこと及び違法な宝くじの胴元が賭博罪に問われた事件の弁護を担当した後、1992年になって、同事件の裁判に関与した裁判官等が収賄容疑で逮捕されるようになり、自身も逮捕されるとの情報を得たこと、そしてそれは1988年当時活発に政治活動を行い、NLDを支持した者を逮捕するための口実にすぎないことを主張しています。

しかしながら、仮にあなたの供述を前提としても、その活動内容は、デモや集会への参加、ビラ配布、食料の差し入れ程度であって、あなた自身、当局から注意や警告を受けたことはあるものの、反政府活動を理由とする逮捕・取調べの経験がなく、出国するまで弁護士活動を継続しています。自己名義旅券の発給を受け、同旅券を行使して出国していることなどを併せ考慮すれば、少なくとも本国出国時点において、ミャンマー政府があなたを反政府活動家として殊更警戒していたとは考えられず、迫害を受けるという客観的・具体的な危険性があるとは認められません。

(2) あなたの本国出国の動機を見ても、口頭意見陳述・審尋期日において、「来日当初は帰国すれば空港で逮捕されるとは思っていなかった」旨自認しており、現に、特に合理的な理由もないまま、入国から約16年も難民認定申請を行っていないことなどからすれば、迫害への恐怖から本国を出国したものとは認められません。

(3) あなたは、本邦において1民主化運動への金銭的支援を行ったこと、ミャンマ大使館前などでデモに参加したこと、2003年12月ころにビルマ民主化同盟(LDB)に加入し、機関誌に記事を書いたこと及びデモに参加した様子がミャンマー国内において放映されたことなどを理由として、迫害を受けるおそれがある旨主張しています。

しかしながら、あなたの活動は、いずれも一般メンバーとしての活動の域を出ないものであって、そもそも現在、海外で多数のミャンマー人が政治活動を行っている実態を踏まえれば、反政府活動全体に影響を及ぼして活発化させるおそれのある活動家であれば格別、そうでないあなたのような者にまで、ミャンマー政府が殊更警戒して迫害を企図するとは考えられません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めるヒとはできません。

したがって、あなたは難民条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由によって、あなたの難民該当性は認められないと述べています。ただし、難民審査参与員のうち1名は、あなたの在留について配慮が必要であると述べています。